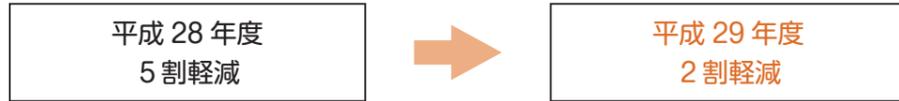
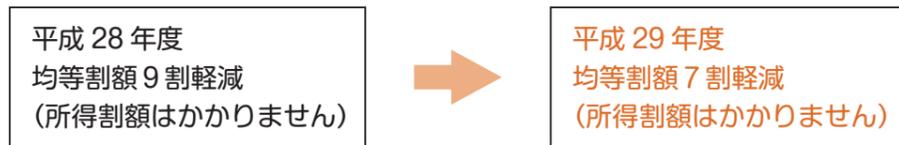


◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減＜5割軽減→2割軽減へ見直し＞  
被保険者の総所得金額等が

「基礎控除（33万円）」+ 58万円 を超えない方の保険料所得割額



被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減＜9割軽減→7割軽減へ見直し＞



対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

平成29年度後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、特別徴収（年金からの差し引き）又は普通徴収（納付書又は口座振替）により納めることとなります。

特別徴収の方

平成29年4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。

普通徴収の方

平成29年7月より納付書又は口座振替により保険料を納めていただきます。

また、現在普通徴収の方（年金受給額が年間18万円未満の方等を除く）で、平成28年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、次のとおり平成29年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成28年 4月 2日 ~ 平成28年10月 1日 の間	普通徴収はありません	平成29年 4月から
平成28年10月 2日 ~ 平成28年12月 1日 の間	普通徴収はありません	平成29年 6月から
平成28年12月 2日 ~ 平成29年 2月 1日 の間	平成29年 7月	平成29年 8月から
平成29年 2月 2日 ~ 平成29年 3月31日 の間	平成29年 7・8・9月	平成29年10月から

\*但し、平成28年4月2日～10月1日の間に75歳の誕生日を迎えられた方の特別徴収の開始月は、市町村によって平成29年4月より前に開始される場合があります。

～ 特別徴収から口座振替への変更について ～

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの差し引き）により納めている方は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

問い合わせ先 健康福祉課 72-1229

後期高齢者医療制度の対象となる方

- ・75歳以上の方（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある方（市（区）町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）  
※一定の障がいがある方とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級及び4級の一部の方などです。  
※一定の障がいに該当する方の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができます。いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。  
※生活保護を受けている方及び外国人の方で在留期間が3か月未満である方などは対象になりません。

平成28・29年度の保険率

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \text{(年額)} \\ \hline \text{※年額57万円が上限です} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(被保険者1人当たり)} \\ \hline \text{47,900円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \left[ \begin{array}{c} \text{総所得金額等} - 33万円 \\ \text{(基礎控除)} \end{array} \right] \\ \times \\ \text{所得割率} \\ \hline \text{9.26\%} \\ \hline \end{array}$$

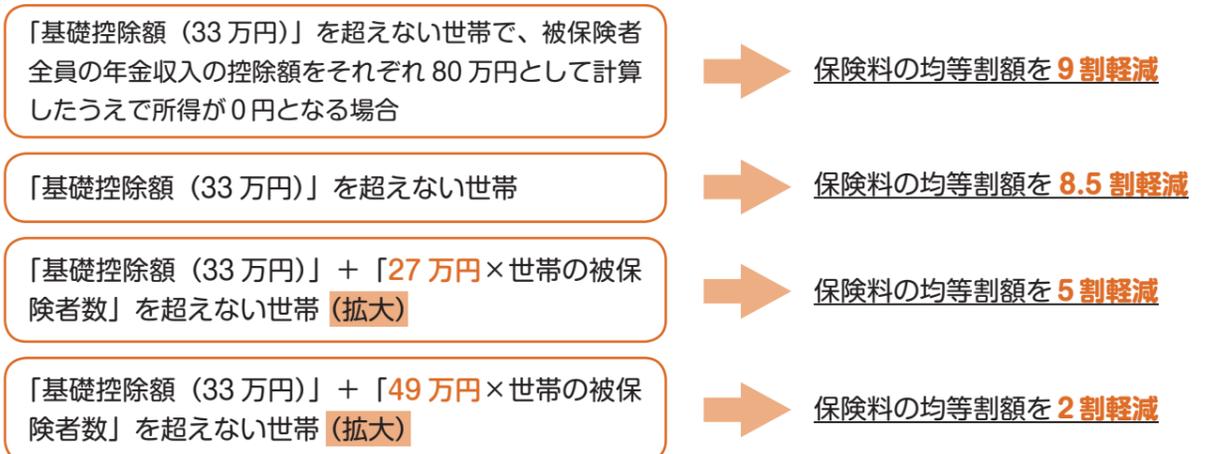
平成29年度は保険料の軽減内容が見直されます。

所得が低い方や被用者保険加入者（※）に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されますが、一部軽減割合等が見直されます。

（※）被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額の軽減＜5割・2割軽減対象者の拡大＞  
世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計額が



\*均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。